【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月12日
【四半期会計期間】	第19期第３四半期（自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　有森　正和
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長　　有森　正和
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長　　有森　正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第18期 第３四半期 累計期間	第19期 第３四半期 累計期間	第18期
会計期間		自 平成25年４月１日 至 平成25年12月31日	自 平成26年４月１日 至 平成26年12月31日	自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日
事業収益	（百万円）	65,250	64,322	85,975
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	1,916	△10,403	△403
四半期純利益又は四半期（当期）純損失（△）	（百万円）	230	△13,617	△1,845
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	-	―
資本金	（百万円）	14,180	14,186	14,181
発行済株式総数	（株）	91,304,000	91,344,200	91,309,600
純資産額	（百万円）	46,749	31,084	44,689
総資産額	（百万円）	78,292	74,185	78,771
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期（当期）純損失金額（△）	（円）	2.54	△149.66	△20.29
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	2.53	-	―
１株当たり配当額	（円）	―	-	―
自己資本比率	（%）	59.1	41.3	56.2

回次		第18期 第３四半期 会計期間	第19期 第３四半期 会計期間
会計期間		自 平成25年10月１日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月１日 至 平成26年12月31日
１株当たり四半期純損失金額（△）	（円）	△16.18	△86.52

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」につきましては記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は持分法を適用する関連会社がないので、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。
３．第18期および第19期第３四半期累計期間における潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載しておりません。
４．事業収益には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第３四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

（国際路線への事業展開のための航空機材導入について）

当社は平成27年３月期より国際線事業への参入を目指してエアバスA380型機の導入を予定しておりましたが、平成26年７月25日に、当該契約について解除する旨の通知をAIRBUS S.A.S.社（エアバス社）より受けております。また、当該契約の解除について多額の解約違約金の支払いを求められております。

当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考えており、本件の早期解決に向けてエアバス社と当該違約金の減額について引き続き交渉を行っております。

（重要事象等について）

当社は、当第3四半期累計期間におきまして、競合他社との競争の激化、エアバスA330-300型機の運航による収益性の低下、想定を超える円安の進行等の要因により業績が悪化しており、11,290百万円の営業損失、10,403百万円の経常損失、13,617百万円の四半期純損失を計上しております。現金預金残高につきましても前事業年度末に比べ6,335百万円減少しており、かつ、AIRBUS S.A.S.社（エアバス社）からA380型機計6機の購入契約の解除および多額の解約違約金の支払い通知を受けており、当該解約違約金の支払いが発生した場合には、当社の財務基盤がさらに悪化することも懸念されるため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで、当社は当該疑義を解消するべく旅客運賃の管理方法を変更する等の営業施策を実施し、不採算路線の運航の休止等を通じてコスト削減に努めましたが、業績の抜本的な改善には至りませんでした。

そのため、当社は事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年1月28日付で東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行い、同日、弁済禁止の保全命令が発令され、平成27年2月4日付で民事再生手続開始決定が発令されました。

今後、再生計画案を作成し東京地方裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することになりますが、再生計画案は現時点では未確定であり継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況

当第3四半期累計期間における世界経済は、日本やユーロ圏の成長が足元で鈍化しているものの、米国経済の緩やかな回復傾向の継続等、全体としては緩やかな回復基調にありました。しかしながら、シリアを中心とする一部の中東諸国における情勢不安やウクライナ問題の地政学的リスクに加え、原油価格の急落によるロシアなどの原油輸出国のリスクが顕在化する等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内経済は、消費税増税後の駆け込み需要の反動減による落ち込みは徐々に和らぎつつあったものの、消費支出低迷が依然として続いております。

航空業界を取りまく事業環境は、原油価格の下落など明るい話題もありましたが、円相場は一時、2007年7月以来の１ドル＝121円台まで下落するなど厳しい経営環境となりました。

（２）財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は74,185百万円であり、前事業年度末に比べて4,586百万円の減少となりました。これは主に、エアバスA330-300型機の導入をはじめとした航空機材数の増加に伴う長期預け金の増加4,644百万円、現金及び預金の減少6,335百万円、資産売却に伴う航空機材の減少365百万円、機械装置の減少1,653百万円、車両運搬具の減少1,053百万円によるものです。

負債は43,100百万円であり、前事業年度末に比べて9,017百万円の増加となりました。これは主にエアバスA330-300型機の導入に伴う営業未払金等の仕入債務の増加3,610百万円、航空機材数の増加に伴う定期整備引当金の増加

2,891百万円、リース債務の増加1,464百万円によるものです。

純資産は31,084百万円であり、前事業年度末に比べて13,604百万円の減少となりました。これは主に繰越利益剰余金の減少13,617百万円によるものです。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（４）研究開発活動

該当事項はありません。

（５）経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境は、想定困難な原油価格情勢、為替変動、個人消費動向等の外部要因により大きく変動する状況にあります。

当社はこれらの状況を踏まえて、継続的なコスト抑制活動はもとより、需要動向、事業効率等を注視し、運航計画、運賃設定及び販売施策等につきまして、弾力的に検討し、機動的に実施する方針であります。

（６）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第３四半期累計期間において、設備投資計画に基づくエアバスA380型機購入前払金、エアバスA330-300型機の導入に係る航空機部品及び設備投資、その他の有形固定資産取得並びに納税等により、前事業年度末に比べ現金及び預金が6,335百万円減少しております。

（７）経営者の問題認識と今後の方針について

第２「事業の状況」１「事業等のリスク」に記載の通り、当社の財政状態は急速に悪化していることから、当社事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年１月28日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し再生手続き開始の申立いてを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成27年２月４日に同裁判所より民事再生手続開始決定が発令されました。当該再生手続につきましては、第４「経理の状況」「注記事項」（重要な後発事象）を参照ください。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	187,720,000
計	187,720,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成27年２月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	91,344,200	91,344,200	東京証券取引所（市場第一部）	1単元の株式数100株
計	91,344,200	91,344,200	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成27年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年10月１日～平成26年12月31日	4,000	91,344,200	0	14,186	0	13,319

（注1）新株予約権の行使による増加であります。

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（普通株式） 345,600	―	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	（普通株式） 90,982,400	909,824	単元株式数100株
単元未満株式	（普通株式） 12,200	―	―
発行済株式総数	91,340,200	―	―
総株主の議決権	―	909,824	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式24株が含まれています。

②【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号	345,600	―	345,600	0.38
計	―	345,600	―	345,600	0.38

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間の役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.01%
売上高基準	0.04%
利益基準	△0.00%
利益剰余金基準	0.01%

1【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,065	730
営業未収入金	4,895	3,173
貯蔵品	56	57
預け金	1,973	1,232
未収入金	1,916	1,804
前渡金	520	70
未収還付消費税等	1,200	1,356
未収還付法人税等	1,171	-
前払費用	2,348	3,789
繰延税金資産	90	-
その他	416	229
流動資産合計	21,656	12,444
固定資産		
有形固定資産		
航空機材	6,957	6,591
減価償却累計額	△3,772	△3,756
減損損失累計額	△73	△73
航空機材（純額）	3,110	2,761
建物	2,453	2,370
減価償却累計額	△801	△852
減損損失累計額	△17	△26
建物（純額）	1,634	1,492
構築物	19	19
減価償却累計額	△7	△9
構築物（純額）	12	10
機械及び装置	3,574	1,921
減価償却累計額	△1,990	△409
機械及び装置（純額）	1,584	1,512
車両運搬具	4,468	3,414
減価償却累計額	△3,222	△2,973
減損損失累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	1,245	440
工具、器具及び備品	1,912	1,952
減価償却累計額	△1,129	△1,200
減損損失累計額	△0	△0
工具、器具及び備品（純額）	782	752
リース資産	2,726	4,514
減価償却累計額	△364	△675
減損損失累計額	-	△315
リース資産（純額）	2,361	3,524
建設仮勘定	26,440	25,613
有形固定資産合計	37,171	36,107
無形固定資産	112	120

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	2	2
長期貸付金	1	1
敷金及び保証金	6,184	7,193
長期預け金	13,572	18,216
長期前払費用	53	82
その他	18	18
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	19,830	25,512
固定資産合計	57,114	61,741
資産合計	78,771	74,185
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,919	6,529
未払金	333	864
未払費用	1,128	1,102
未払法人税等	-	1
預り金	160	260
前受旅客収入金	7,373	5,014
定期整備引当金	474	231
返還整備引当金	2,454	1,311
リース債務	315	559
繰延税金負債	-	3
その他	381	630
流動負債合計	15,542	16,510
固定負債		
定期整備引当金	12,206	15,340
返還整備引当金	3,623	5,000
資産除去債務	244	412
リース債務	2,216	3,436
繰延税金負債	69	2,213
その他	180	186
固定負債合計	18,540	26,590
負債合計	34,082	43,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,181	14,186
資本剰余金		
資本準備金	13,314	13,319
資本剰余金合計	13,314	13,319
利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,827	3,210
利益剰余金合計	16,827	3,210
自己株式	△91	△91
株主資本合計	44,232	30,625
新株予約権	456	458
純資産合計	44,689	31,084
負債純資産合計	78,771	74,185

（２）【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)	当第３四半期累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日)
事業収益	65,250	64,322
事業費	62,919	73,051
事業総利益又は事業総損失（△）	2,331	△8,728
販売費及び一般管理費	2,512	2,562
営業損失（△）	△181	△11,290
営業外収益		
受取利息	8	0
為替差益	1,795	492
違約金収入	288	349
その他	99	210
営業外収益合計	2,191	1,053
営業外費用		
支払利息	78	138
その他	14	27
営業外費用合計	93	166
経常利益又は経常損失（△）	1,916	△10,403
特別利益		
固定資産売却益	0	11
新株予約権戻入益	38	51
その他	3	0
特別利益合計	41	62
特別損失		
減損損失	－	365
賃貸借契約解約損	－	392
賃貸借解約違約引当金繰入額	－	241
その他	63	12
特別損失合計	63	1,011
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失（△）	1,895	△11,352
法人税、住民税及び事業税	1,550	27
法人税等調整額	114	2,238
法人税等合計	1,664	2,265
四半期純利益又は四半期純損失（△）	230	△13,617

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

① 当第３四半期累計期間におきましては、競合他社との競争の激化、エアバスA330-300型機の導入コストの発生、想定を超える円安の進行等の要因により業績が悪化しており、11,290百万円の営業損失、10,403百万円の経常損失、13,617百万円の四半期純損失を計上しております。また、収支の悪化傾向が継続し、前事業年度末に比べ、現金預金残高が6,335百万円減少しており、今後運転資金需要が大幅に増加した場合には資金繰りに十分な余裕を確保できなくなる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

② 当社は平成23年２月18日にAIRBUS S.A.S.社（エアバス社）と計６機のA380型機の購入契約を締結しましたが、平成26年７月25日に当該契約についての解除および多額の解約違約金の支払い通知をエアバス社から受けております。

当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考えており、エアバス社と当該違約金の減額について引き続き交渉を行っております。

また、上記の契約解除通知を受け、当社が支払済のA380型機に係る前払金（貸借対照表に建設仮勘定として25,508百万円を計上）についてもエアバス社と交渉を続けており、問題の早期解決に努めております。

しかしながら、現時点では解約違約金の支払いおよび前払金の回収可能性については、交渉に左右される部分が大きく、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該疑義を解消するべく、不採算路線からの撤退、余剰となる航空機材の早期リース返還、運賃政策の見直し等の対応策を講じましたが、財政状態の悪化に歯止めをかけることができませんでした。そのため、当社は事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年１月28日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し再生手続き開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成27年２月４日に同裁判所より民事再生手続開始決定が発令されております。

今後、当社では事業再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなりますが、再生計画案は現時点では未確定であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関するこれらの重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（会計方針の変更）
該当事項はありません。

（四半期貸借対照表関係）
該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）
該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）
当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日）
減価償却費	1,704百万円	2,391百万円

（株主資本等関係）
Ⅰ　前第３四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）
１．配当に関する事項

決議日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月20日 定時株主総会	普通株式	363	4	平成25年３月31日	平成25年６月21日	利益剰余金

２．株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

Ⅱ　当第３四半期累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日）
１．配当に関する事項
該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
Ⅰ　前第３四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）
当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当第３四半期累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日）
当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日）
（1）１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	2円54銭	△149円66銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	230	△13,617
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（百万円）	230	△13,617
普通株式の期中平均株式数（株）	90,951,551	90,986,300
（2）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	2円53銭	―
（算定上の基礎）		
四半期純利益金調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	372,093	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）当第３四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（多額な資金の借入）

当社は、運転資金として、平成27年１月６日に以下の借入を実行しております。

借入先　　西久保　愼一
借入金額　700百万円
借入利率　年0.96%
借入実行日　平成27年１月６日
返済期限　平成27年１月30日
担保提供　無

(民事再生法の規定による再生手続開始の申立てについて)

当社は、平成27年１月28日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し再生手続き開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成27年２月４日に同裁判所より民事再生手続開始決定が発令されました。

民事再生手続の概要は以下のとおりであります。

（１）当該民事再生手続開始の申立て等を行った年月日

平成27年１月28日

（２）当該民事再生手続開始の申立て等に至った経緯

当社は、平成８年の設立後、平成10年には定期航空運送事業免許を取得し、安全と低コストを両立した定期航空運送サービスを提供してまいりました。平成22年３月期には、売上高約410億円、営業利益約31億円を計上し、その後も平成25年３月期までは、当社の業績は堅調に推移してまいりました。

しかしながら、当社は、平成24年６月から、エアバスA330型機のリースを受けて利用してきたところ、平成26年１月頃から始まった急激な円安の進行により、これらのドル建てリース料の支払いが大きな負担となりました。加えて、競合他社との競争の激化、想定を超える円安の進行、燃料費の高止まり等の要因により、当社の業績は著しく悪化し、平成26年３月期において1,845百万円の当期純損失を計上いたしました。

このような業績の悪化を受けて、当社は、不採算路線の運航の休止等を通じてコスト削減に努めましたが、徹底したコスト削減を実現するには至らず、業績の抜本的な改善には至りませんでした。

また、当社は平成23年２月18日にAIRBUS S.A.S.社（エアバス社）と計６機のA380型機の購入契約を締結いたしましたが、その購入代金等の支払を巡るエアバス社との交渉が難航し、ついには平成26年７月25日に当該契約についての解除及び多額の解約違約金の支払いに関する通知をエアバス社から受けるに至りました。当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考え、当該金額の減額についてエアバス社と交渉を行っておりますが、当該解約違約金の支払いが発生すれば、当社の財務基盤がさらに悪化することも懸念される状況にあります。

以上のような要因により、当社は、自主再建は極めて困難であり、当社事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、検討を進めて参りました結果、今般、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行いました

（３）当該民事再生手続開始の申立ての内容

申立日	平成27年１月28日
管轄裁判所	東京地方裁判所
事件番号	平成27年（再）第６号
事件名	民事再生手続開始申立事件
申立代理人	東京都港区北青山３丁目６番７号 佐藤総合法律事務所 弁護士　佐藤　明夫
監督委員	弁護士　多比羅　誠

（重要な契約の締結）

当社は民事再生手続きの迅速かつ円滑な実行および債権者への弁済の極大化を図ることを目的として以下の契約を締結しております。

再生支援基本契約および金銭消費貸借契約

契約の相手会社	インテグラル株式会社
契約締結の時期	平成27年２月５日
契約の内容	① 借入極度額を9,000百万円とするコミットメントライン契約の締結による資金の確保 ② 再生に係る業務支援のための要員派遣 ③ 再生計画策定に係る支援

契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当該契約の締結により、当社は再生手続き中においても十分な資金供給を受けることでキャッシュフローの安定化を図り、また再生手続きを迅速かつ効率的に進めることが可能となります。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年２月12日

スカイマーク株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中塩　信一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　裕子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田島　幹也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第19期事業年度の第３四半期会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年１月28日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。平成27年２月４日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定が発令されているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は東京地方裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の四半期財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

結論の不表明

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、スカイマーク株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以　上

（注）1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。